

山梨県公募型プロポーザル方式事業者選定等委員会  
(ケアラー支援対応検証事業業務委託に係る企画提案審査会) 運営要綱

(趣旨)

第 1 条 この運営要綱は、山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則（昭和 6 0 年山梨県規則第 8 号）第 1 3 条の規定に基づき、山梨県公募型プロポーザル方式事業者選定等委員会（ケアラー支援対応検証事業業務委託に係る企画提案審査会）（以下「審査会」という。）の運営（企画提案プレゼンテーション審査）について必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第 2 条 審査会（企画提案プレゼンテーション審査）の業務内容は、次のとおりとする。

- (1) ケアラー支援対応検証事業業務委託に係る企画提案書の審査
- (2) ケアラー支援対応検証事業委託候補者の選定
- (3) その他必要と認められる事項

(庶務)

第 3 条 審査会の庶務は、高度政策推進局高度政策企画イニシアチブにおいて処理する。

附 則

この運営要綱は、令和 8 年 4 月 1 6 日から施行し、ケアラー支援対応検証事業業務委託契約の締結日をもって廃止する。